

消基発第 130 号
令和 6 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常 務 理 事 岡 本 誠 司

消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領の一部改正について（通知）

今般、消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領（平成 31 年 3 月 25 日決定）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

記

1 改正内容（別添の新旧対照表を参照）

消防団員安全装備品整備事業助成金の助成対象品目（メニュー）に次の 2 品を加えたもの

- ① 消防団員個人の消防団活動中の安全性と行動性を高めるものとして、冷却用ベストを追加
- ② 消防団員活動中の安全性と行動性を高めるものとして、ドローン（国の定めた方針を踏まえて調達したもの）を追加

2 施行期日等

- （1）改正後の実施要領は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （2）施行日前に実施された消防団員公務災害防止活動援助事業については、なお従前の例による。

3 その他

改正後の各実施要領については、消防基金ホームページの「各種ダウンロード」ページ（<https://www.syouboukikin.jp/download/>）から取得してください。

上記の改正について、構成市町村等への周知について宜しくお願い致します。

消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領新旧対照表

新		旧	
第3 消防団員安全装備品整備事業助成金 1 (略) 2 助成対象品目 (メニュー) 及び助成条件 次に掲げる品目 (メニュー) に該当し、かつ、助成条件を満たすものとする。		第3 消防団員安全装備品整備事業助成金 1 (略) 2 助成対象品目 (メニュー) 及び助成条件 次に掲げる品目 (メニュー) に該当し、かつ、助成条件を満たすものとする。	
品 目 (メニュー)	助成条件	品 目 (メニュー)	助成条件
安全帽	消防団員個人の消防団活動中の安全性と行動性を高めるもの	安全帽	消防団員個人の消防団活動中の安全性と行動性を高めるもの
救助用半長靴 (先芯、靴底鋼板入りのもの)		救助用半長靴 (先芯、靴底鋼板入りのもの)	
防火服		防火服	
防火帽		防火帽	
防火用長靴		防火用長靴	
防火手袋		防火手袋	
耐切創性手袋		耐切創性手袋	
反射チョッキ		反射チョッキ	
防寒衣		防寒衣	
携帯用投光器 (ヘッドランプを含む。)		携帯用投光器 (ヘッドランプを含む。)	
救命胴衣		救命胴衣	
雨衣上下 (反射テープ付きであること。ポンチョ型は不可)		雨衣上下 (反射テープ付きであること。ポンチョ型は不可)	
防塵メガネ		防塵メガネ	
防塵マスク (使い捨ては不可。継続的な使用に耐えられるもの)		防塵マスク (使い捨ては不可。継続的な使用に耐えられるもの)	

新		旧	
切創防止用保護衣（チェーンソー用で、下肢を保護できるもの）		切創防止用保護衣（チェーンソー用で、下肢を保護できるもの）	
<u>冷却用ベスト</u>			
感染防止用防御具（作業衣、帽子、手袋、眼鏡その他着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具で、継続的な使用に耐えられるもの）	消防団員個人の消防団活動中の新型コロナウイルス感染症への感染防止に資するもの	感染防止用防御具（作業衣、帽子、手袋、眼鏡その他着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具で、継続的な使用に耐えられるもの）	消防団員個人の消防団活動中の新型コロナウイルス感染症への感染防止に資するもの
投光器	消防団活動中の安全性と行動性を高めるもの	投光器	消防団活動中の安全性と行動性を高めるもの
発電機（投光器のために使用するもの）		発電機（投光器のために使用するもの）	
無線機器（特定小電力トランシーバー等）		無線機器（特定小電力トランシーバー等）	
<u>ドローン（国の定めた方針を踏まえて調達したものであること）</u>			
血圧計	消防団員の健康管理に資するもの	血圧計	消防団員の健康管理に資するもの
その他基金理事長が特に認めるもの	事前に基金に協議すること。	その他基金理事長が特に認めるもの	事前に基金に協議すること。
（備考） 1 投光器などの機械、器具等については、その性能を常に良好な状態に保つように点検、整備等に努めること。 2 無線機器については、登録費用、設置費用、資格取得料等の付随費用は含まないものとする。 <u>3 ドローンについては、登録費用、資格取得料等の付随費用は含まないものとする。</u>		（備考） 1 投光器などの機械、器具等については、その性能を常に良好な状態に保つように点検、整備等に努めること。 2 無線機器については、登録費用、設置費用、資格取得料等の付随費用は含まないものとする。	
（略）		（略）	